

別紙 3

関係法令の定め

第 1 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和 48 年法律第 111 号
による廃止前のもの）（救済法）

5 （目的）

第 1 条

この法律は、事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたる著しい大気
の汚染又は水質の汚濁が生じたため、その影響による疾病が多発した場合において、
当該疾病にかかった者に対し、医療費、医療手当及び介護手当の支給の措置を講ず
ることにより、その者の健康被害の救済を図ることを目的とする。

10 （指定地域等）

第 2 条

第 1 項 この法律において「指定地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴って
相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁が生じたため、その影響
による疾病が多発している地域で政令で定めるものをいう。

第 2 項 前項の政令においては、あわせて同項に規定する疾病を定めなければなら
ない。

（第 3 項略）

（認定）

20 第 3 条

第 1 項 指定地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該指定地域につき
前条第 2 項の規定により定められた疾病にかかっている者について、その者
の申請に基づき、公害被害者認定審査会の意見をきいて、その者の当該疾病
が当該指定地域に係る大気汚染又は水質汚濁の影響によるものである旨
の認定を行う。この場合において、当該疾病が環境庁長官の定める疾病であ
るときは、当該申請の時にその管轄に属する指定地域の区域内に住所を有し

ており、かつ、その時まで引き続き当該指定地域に住所を有する期間が環境
庁長官の定める期間以上である者（1日のうち環境庁長官の定める時間以上
の期間を当該指定地域内において過ごすことが常態であり、かつ、その期間
が指定地域ごとに環境庁長官の定める期間以上である者を含む。）に限って
5 行なうものとする。

第2項 指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その
区域については、前項の規定による都道府県知事の権限は、当該市の長が行
なう。

第3項 都道府県知事（前項の政令で定める市にあつては、当該市の長とする。第
10 6条第1項、第10条及び第20条を除き、以下同じ。）は第1項の認定を
行なつたときは、当該認定を受けた者に対し、公害医療手帳を交付するもの
とする。

（公害被害者認定審査会）

第20条

15 第1項 第3条第1項の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議する
ため、指定地域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は第3条第2項
の政令で定める市に、公害被害者認定審査会を置く。

第2項 公害被害者認定審査会は、委員10人以内で組織する。

20 第3項 委員は、医学に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第
3条第2項の政令で定める市の長が任命する。

第4項 前3項に定めるもののほか、公害被害者認定審査会の組織、運営その他公
害被害者認定審査会に関し必要な事項は、都道府県又は第3条第2項の政令
で定める市の条例で定める。

（支給の制限等）

25 第22条

都道府県知事は、第3条第1項の認定を受けた者、その配偶者又は民法第877

条第1項に定める扶養義務者で当該認定を受けた者の生計を維持するものが収入の状況に照らしその医療費を負担することができる認められるときは、医療費の全部又は一部を支給しないことができる。

第24条

5 都道府県知事は、第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る疾病に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち医療費等の支給に相当する給付があると認められるときは、その価額の限度において、医療費等の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した医療費等の額に相当する金額を返還させることができる。

10

第2 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行令 (指定地域等)

第1条

15 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める地域及び同項に規定する疾病は、別表のとおりとする。

別表

6	熊本県の区域のうち、水俣市及び葦北郡田浦町、同郡芦北町、同郡湯浦町及び同郡津奈木町の区域並びに鹿児島県の区域のうち、出水市の区域	水俣病
備考	この表に掲げる区域は、昭和44年12月20日における行政区画又は郡、区その他の区域によつて表示されたものとする。	

20 第3 公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号。なお、同法の題名は、昭和62年法律第97号により、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められた。平成26年法律第69号による改正前のもの。）（公健法）

(目的)

第1条

この法律は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の影響による健康被害に係る損害を填（てん）補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とする。

(地域及び疾病の指定)

第2条

第1項 この法律において「第一種地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたる著しい大気の汚染が生じ、その影響による疾病（次項に規定する疾病を除く。）が多発している地域として政令で定める地域をいう。

第2項 この法律において「第二種地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁が生じ、その影響により、当該大気の汚染又は水質の汚濁の原因である物質との関係が一般的に明らかであり、かつ、当該物質によらなければかかることがない疾病が多発している地域として政令で定める地域をいう。

第3項 前2項の政令においては、あわせて前二項の疾病を定めなければならない。

第4項 環境大臣は、前三項の規定に基づく政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央環境審議会並びに関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(補償給付の種類等)

第3条

第1項 第1条に規定する健康被害に対する補償のため支給されるこの法律による給付（以下「補償給付」という。）は、次のとおりとする。

第1号 療養の給付及び療養費

第2号 障害補償費

第3号 遺族補償費

第4号 遺族補償一時金

5 第5号 児童補償手当

第6号 療養手当

第7号 葬祭料

第2項 前項第2号、第3号及び第5号に掲げる補償給付は、月を単位として支給するものとし、その支払は、定期的に行なう。

10 (認定等)

第4条

第1項 第一種地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該第一種地域につき第2条第3項の規定により定められた疾病にかかっていると認められる者で次の各号の一に該当するものの申請に基づき、当該疾病が当該第一種地域における大気の汚染の影響によるものである旨の認定を行なう。この場合
15 においては、当該疾病にかかっていると認められるかどうかについては、公害健康被害認定審査会の意見をきかなければならない。

第1号 申請の当時当該第一種地域の区域内に住所を有しており、かつ、申請の時
20 まで引き続き当該第一種地域の区域内に住所を有した期間（当該第一種地域につき第2条第3項の規定により定められた疾病と同一の疾病が同項の規定により定められた他の第一種地域の区域内に住所を有した期間を含む。以下この項において同じ。）が疾病の種類に応じて政令で定める期間以上であり、
25 又は申請の時まで引き続き疾病の種類に応じて政令で定める期間内において当該第一種地域の区域内に住所を有した期間が疾病の種類に応じて政令で定める期間以上である者

第2号 申請の当時一日のうち政令で定める時間（以下この条において「指定時間」

という。)以上の時間を当該第一種地域の区域内で過ごすことが常態であり、かつ、申請の時まで引き続き一日のうち指定時間以上の時間を当該第一種地域の区域内で過ごすことが常態であつた期間(一日のうち指定時間以上の時間を当該第一種地域につき第2条第3項の規定により定められた疾病と同一の疾病が同項の規定により定められた他の第一種地域の区域内で過ごすことが常態であつた期間を含む。以下この項において同じ。)が疾病の種類に応じて政令で定める期間以上であり、又は申請の時まで引き続く疾病の種類に応じて政令で定める期間内において一日のうち指定時間以上の時間を当該第一種地域の区域内で過ごすことが常態であつた期間が疾病の種類に応じて政令で定める期間以上である者

第3号 前2号に該当する者を除き、申請の当時、当該第一種地域の区域内に住所を有しており、又は指定時間以上の時間を当該第一種地域の区域内で過ごすことが常態であり、かつ、当該第一種地域の区域内に住所を有した期間と指定時間以上の時間を当該第一種地域の区域内で過ごすことが常態であつた期間とが、政令で定めるところにより、疾病の種類に応じて算定した期間以上である者

第2項 第二種地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該第二種地域につき第2条第3項の規定により定められた疾病にかかっていると認められる者の申請に基づき、当該疾病が当該第二種地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を行なう。前項後段の規定は、この場合について準用する。

第3項 第一種地域又は第二種地域の全部又は一部が政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)の区域内にある場合には、その区域については、第1項又は前項の規定による都道府県知事の権限は、当該市の長が行なう。

第4項 都道府県知事(前項の政令で定める市にあつては、当該市の長とする。第45条から第48条まで及び第143条を除き、以下同じ。)は、第1項又

は第2項の認定（第6項，第13条第2項，第49条第1項及び第2項，第52条第1項，第62条第1項並びに第109条第5項を除き，以下本則において単に「認定」という。）を行なったときは，当該認定を受けた者（第6条の規定による申請に基づいて認定を受けた者を除き，以下「被認定者」
5 という。）に対し，公害医療手帳を交付する。

（他項略）

（設置）

第44条

この法律によりその権限に属させられた事項を行なわせるため，第一種地域又は第
10 二種地域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は第4条第3項の政令で定め
る市に，公害健康被害認定審査会を置く。

（組織等）

第45条

第1項 公害健康被害認定審査会は，医学，法律学その他公害に係る健康被害の補
15 償に関し学識経験を有する者のうちから，都道府県知事又は第4条第3項の
政令で定める市の長が任命する委員をもつて組織する。

第2項 委員は，職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退
いた後も，同様とする。

第3項 第1項に定めるもののほか，公害健康被害認定審査会の組織，運営その他
20 公害健康被害認定審査会に関し必要な事項は，都道府県又は第四条第三項の
政令で定める市の条例で定める。

（異議申立ての請求及び審査請求）

第106条

第1項 認定又は補償給付の支給に関する処分に不服がある者は，その処分をした
25 都道府県知事に対し，異議申立てをすることができる。

第2項 認定又は補償給付の支給に関する処分に不服がある者のする審査請求は，

公害健康被害補償不服審査会に対してしなければならない。

第3項 第1項の異議申立て及び前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(行政不服審査法の適用関係)

5 第107条

第1項 前条第2項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第31条の規定は、適用しない。

第2項 前条第2項の審査請求についての行政不服審査法第9条第4項の規定の適用に関しては、同項中「その職員（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の
10 構成員にあつては、）」とあるのは、「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第121条第1項に規定する審査員（第2項各号（）」とする。

(不服申立てと訴訟との関係)

第108条

15 認定又は補償給付の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の廃止)

附則第2条

20 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）は、廃止する。

第4 公害健康被害補償法施行令（なお、同施行令の題名は、昭和62年政令第368号により、「公害健康被害の補償等に関する法律に関する法律施行令」に改められた。）

25 (第二種地域及び疾病の指定)

第1条

公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める地域及び同項に規定する疾病は，別表第二のとおりとする。

別表第2（第1条関係）

4	熊本県の区域のうち，水俣市及び葦北郡の区域並びに鹿児島県の区域のうち，出水市の区域	水俣病
備考 この表に掲げる区域は，昭和49年6月10日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。		

以上